

「千葉工匠具」が国の伝統的工芸品に指定されました

平成29年11月30日
千葉県商工労働部観光企画課
043-223-2419

「千葉工匠具」が、経済産業大臣から指定を受けて、国の伝統的工芸品となりました。千葉県の伝統的工芸品が国の指定を受けるのは、平成15年の「房州うちわ」に次いで2件目となります。

1 「千葉工匠具」とは

千葉県の鍛冶職人が伝統的な技法で製作する刃物・手道具類のことです。主な製品として、鎌、鋏、包丁、洋鋏があります。

房総半島では、江戸期を通じて利根川の東遷事業、印旛沼の干拓といった大規模開発があり、この過程で開墾やまちづくりに必要な道具類の製作技法が発展していきました。文献資料から、江戸末期には、工匠具産地として成立していたことがわかっています。

酪農発祥の地と言われる房総半島における牧場の存在も、千葉工匠具が発展する背景にあり、明治維新以降の西洋文化の流入にともなう牧羊・牧畜の需要の増加に対応した洋鋏や包丁、そして牧場管理に適した鎌が製造されるようになりました。断髪令が出てからの理髪にも応えるべく、理美容鋏の製造も盛んになりました。

2 申出団体について

千葉県打刃物連絡会（会長 八間川 憲彦）が、平成29年6月に経済産業大臣に指定の申出を行いました。同連絡会は、平成28年4月に県内の工匠具製造業者の有志により設立され、現在10社が会員となっています。

同連絡会に対する取材は、下記宛てにお願いいたします。

※事務局

(株)五香刃物製作所内 八間川 電話 04 - 7193 - 0271、FAX 04 - 7193 - 0272

(電話受付時間：月～金曜日(祝祭日を除く)午前8時～10時、午後1時～3時)

※連絡会HP <https://chibakaji.jimdo.com/>

3 今後の展開

本件指定を受けて、同連絡会では、商業施設等での共同展示、原材料の共同調達、販路開拓、後継者育成等の事業を行う予定であり、県でも支援を行うこととしています。

